



子育て世帯 生活支援特別給付金事業

(再掲)

〈問合せ〉

福祉事務所子育て支援係
☎75-4961

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し支援を行うため、給付金を支給しています。給付金の種類は4種類です。

- ひとり親世帯分・その他の子育て世帯分（6月号掲載）
- 学生等世帯分・住民税均等割のみ課税世帯分（7月号掲載）

支給額は**児童1人当たり一律5万円**です。

それぞれの給付金は重複して支給を受けることはできません。

申請期限は令和6年2月29日です。

広報各号やホームページをご確認のうえ、お早めに申請をしてください。



令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間）

入札参加資格審査申請（指名願い）

〈問合せ〉

企画財政課契約管財係
☎73-9152

受付期間 **2月1日～2月29日**（土日祝日を除く）※期間以降も随時受付可

受付場所 うきは市役所2階 企画財政課契約管財係（郵送または持参）

対 象 市内事業者

※なお、市外事業者の方（令和6・7年度）の受付も同時期に行います。

詳しくはこちら



労働力調査

〈問合せ〉

福岡県企画・地域振興部調査統計課
調査第一班 労働力調査担当
☎092-651-1111(内線2769・2770)

失業率や雇用状況を調べています

調査期間：令和6年1月～令和6年5月

調査地区：浮羽町山北一部地域

調査員が皆様の家に調査訪問したときは、ご回答をお願いします。

調査員は必ず福岡県の調査員証を携帯しています。かたり調査にご注意ください。



愛護動物の 遺棄虐待は犯罪です!!

〈問合せ〉

市民生活課生活環境係
☎75-4972

飼い主は動物がその寿命を迎えるまで適切に飼育する責任があります。

令和2年6月1日から遺棄及び虐待に対する罰則が強化されています
「動物の愛護及び管理に関する法律第44条」

愛護動物を殺傷した場合

5年以下の懲役又は
500万円以下の罰金

愛護動物を遺棄 虐待した場合

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、及びあひる。
人が占有している動物で哺乳類、鳥類、爬虫類に属するもの。

